明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（五二）　二
○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（五三）　二
〔告示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁一四）　三
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務九〇）　三
○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁三）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務七三）　四
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産五〇〇～五〇五）　四
○河川法の規定により一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止する件（国土交通二五七）　五
○河川法の規定により指定区間を変更する件（同二五八）　五
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（同二五九）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同二六〇、二六一）　六
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同二六二）　六
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同二六三）　六
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新をした件（東北地方整備局一七）　七
○道路に関する件（同一八）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一七）　七
○道路に関する件（中国地方整備局一八）　七
○道路に関する件（四国地方整備局一二）　七
○道路に関する件（北海道開発局二七～三〇）　七
〔人事異動〕
内閣　法務省　公安調査庁　財務省
海上保安庁　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示の一部を改正する公示（証券取引等監視委員会）　九
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　九
〔公告〕
諸事項
官庁　九
財団、司法書士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第五二号）（厚生労働省）

1　大臣官房に置かれる参事官を一人減員することとした。（第一九条関係）

2　この政令は、令和元年七月九日から施行することとした。

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第五三号）（環境省）

1　環境影響評価の対象事業に、太陽電池発電所の設置の工事の事業及び発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業のうち、出力が四万キロワット以上のものを第一種事業として、三万キロワット以上四万キロワット未満のものを第二種事業として追加することとした。（別表第一関係）

2　太陽電池発電所の設置の工事の事業等における軽微な修正等は、発電所の出力については一〇パーセント以上増加しないこと、修正前の対象事業実施区域から三〇〇メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこととすることとした。（別表第二関係）

3　太陽電池発電所の設置の工事の事業等における軽微な変更等は、発電所の出力については一〇パーセント以上増加しないこと、変更前の対象事業実施区域から三〇〇メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこととすることとした。（別表第三関係）

4　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。